

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	2	7	17	13	8	8	1	8
選 択	5	2	0	2	15	19	3	0
計	7	9	17	15	23	27	4	8
合計	16		32		50		12	

(備 考)

1. 選択科目の中から22単位以上（うち備考欄に*1を付した科目から2単位以上を含む。）を修得すること。
2. 他のコースにおいて修得した単位は、4単位までを別表第1に掲げる専門教育科目の選択科目の最低修得単位数に参入することができる。
3. 教員免許に係る教科に関する科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

一 機械工学コース

《規 定》

履修上の注意

機械工学コース学生は、工学部規程及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 選択科目の履修方法

選択科目については、各自、履修計画を立てて受講し、合計22単位以上を修得すること。ただし、カリキュラム表の備考欄に※1を付した科目（経営管理と産業経済学の2科目）から2単位以上を必ず修得すること。

2. 卒業研究着手基準

3年次末までの履修実績が下記の全てに該当する者は、卒業研究に着手することができる。

- (1) 教養教育の最低修得単位を修得している者。
- (2) 3年次までに取得すべき必修科目の修得単位が45単位以上の者。
- (3) 選択科目の修得単位が15単位以上の者。

3. 早期卒業について

早期卒業を希望する者は、2年次末の定められた時点までに、コース長又は教務委員に予め申し出なくてはならない。早期卒業希望の申し出の期限については、掲示等により別途、周知する。申し出た者のうち、2年次末の成績等が3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準を満足する者については、第5章(4)成績優秀者の授業科目履修の特例(工学部規程第17条及び第19条関係)に示されているように、「2. 卒業研究着手基準」に依らず、3年次での卒業研究の着手を認める。

3年次での卒業研究の着手を認められた者は、4年次の開講科目も3年次に履修できる。なお、3年次における卒業研究等の履修及び早期卒業に係る認定基準については、次のとおりとする。

(1) 3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 1年次末及び2年次末において成績評価が工学部規程第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
- ② 2年次末までに、教養教育科目の最低修得単位数を全て修得していること。
- ③ 2年次末までに、開講された必修の専門教育科目の全て39単位及び選択の専門教育科目9単位以上を修得していること。
- ④ 2年次末までに修得した必修の専門教育科目の全て39単位が評語A以上であること。
- ⑤ 2年次末までに修得した選択の専門教育科目のうち9単位以上が評語A以上であること。

(2) 早期卒業の認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 卒業に必要な専門教育科目の最低修得単位数86単位を全て修得していること。
- ② 修得した必修の専門教育科目の全て(64単位)が評語A以上であること。
- ③ 修得した選択の専門教育科目のうち22単位以上が評語A以上であること。